資料6

競争的資金の使用ルール等の現状リスト

（平成22年度、8府省、39制度）

平成22年3月

内閣府　とりまとめ

目　　次

１.「費目の統一化」関係. １頁
２.「繰越手続きの簡略化」関係. ９頁
３.「費目間流用ルールの統一化」関係. １４頁
４.「研究計画変更手続きの簡略化」関係. ２１頁
５.「合算使用ルールの統一化」関係. ２６頁
６.「申請書・報告書の様式の統一化と簡略化」関係. ３３頁
７.「その他提案事項」. ３８頁

競争的資金の使用ルール等の現状

平成 22年 3月
内閣府とりまとめ

制度名	使用ルールの現状	使用ルールの根拠となっている法令・規定等
【内閣府】 食品健康影響評価技術研究	直接経費 １人件費 ２謝金 ３研究員旅費 ４委員旅費 ５試験研究費 (1)備　品 (2)消耗品費 (3)印刷製本費 (4)通信運搬費 (5)光熱水料 (6)会場借料 (7)賃金 (8) 雑役務費 間接経費	食品健康影響評価技術研究事務処理マニュアル
【総務省】 戦略的情報通信研究開発推進制度（SCOPE） 地球温暖化対策ICTｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ推進事業（PREDICT）	Ⅰ　設備備品費 Ⅰ－１　研究開発用機械装置リース・レンタル費 Ⅰ－２　研究開発用機械装置購入費 Ⅰ－３　保守費 Ⅰ－４　改造修理費 Ⅱ　労務費 Ⅱ－１　研究員費 Ⅱ－２　研究補助員費 Ⅲ　その他経費 Ⅲ－１　消耗品・備品費 Ⅲ－２　光熱水料 Ⅲ－３　旅費・交通費 Ⅲ－４　設備施設料 Ⅲ－５　委員会経費 Ⅲ－６　委員調査費 Ⅲ－７　報告書作成費 Ⅲ－８　その他特別費 Ⅳ　間接経費	戦略的情報通信研究開発推進制度（SCOPE）地球温暖化対策ICTｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ推進事業（PREDICT）委託契約経理処理解説 0-1委託費の費目 内容は同左

[費目の統一化]関係

競争的資金の使用ルール等の現状

平成 22年 3月
内閣府とりまとめ

制度名	使用ルールの現状	使用ルールの根拠となっている法令・規定等
【総務省】 基盤技術研究促進制度	Ⅰ機械装置等開発費 　1土木・建築工事費 　2機械装置等製作・購入費 　3保守費 　4改造修理費 Ⅱ労務費 　1研究員費 　2補助員費 Ⅲ消耗品その他経費 　1消耗品費 　2光熱水料 　3旅費・交通費 　4計算機使用料 　5委員会経費 　6調査費 　7リース料・レンタル料 　8その他特別費 Ⅳ再委託費 Ⅴ間接経費	独立行政法人情報通信研究機構委託研究規程（平成16年4月1日　04規程第73号）
【総務省】 先進技術型研究開発助成金制度 （高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金）	Ⅰ設備費 　1建設費 　2機械装置等購入費 Ⅱ物品費 Ⅲ労務費 Ⅳ外注費 Ⅴ委託費 Ⅵ諸経費	高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金交付要綱第5項（1）の規定
【総務省】 先進技術型研究開発助成金制度 （先進技術型研究開発助成金）	Ⅰ設備費 　1建設費 　2機械装置等購入費 Ⅱ物品費 Ⅲ労務費 Ⅳ外注費 Ⅴ委託費 Ⅵ諸経費	先進技術型研究開発助成金交付要綱第5項（1）の規定
【総務省】 先進技術型研究開発助成金制度 （国際共同研究助成金）	Ⅰ設備費 Ⅱ旅費 Ⅲ謝金及び雑役務費 Ⅳ印刷費及び複写費 Ⅴ会議費 Ⅵその他	国際共同研究助成金交付要綱第7項（1）の規定
【文部科学省】 科学研究費補助金（文部科学省補助金）	・「物品費、旅費、謝金等、その他」の4費目。	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第5条 ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第3条 ・文科省研究者使用ルール（補助条件）（平成21年度） ・学振研究者使用ルール（補助条件）（平成21年度）

競争的資金の使用ルール等の現状

平成 22年 3月
内閣府とりまとめ

制度名	使用ルールの現状	使用ルールの根拠となっている法令・規定等
【文部科学省】 科学技術振興調整費（文部科学省補助金）	直接経費 　設備備品費 　人件費 　事業実施費 間接経費	○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第5条 ○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第3条
【文部科学省】 地球規模課題対応国際科学技術協力事業（JST運営費交付金）	「物品費、旅費、謝金等、その他」の4費目	『（独）科学技術振興機構　地球規模課題対応国際科学技術協力事業　委託研究契約書及び事務処理説明書』に基づく
【文部科学省】 戦略的国際科学技術協力推進事業（共同研究型）（JST運営費交付金）	「物品費、旅費、謝金等、その他」の4費目	『（独）科学技術振興機構　戦略的国際科学技術協力推進事業（共同研究型）　委託研究契約書及び事務処理説明書』に基づく
【文部科学省】 文部科学省委託費（キーテクノロジー研究開発の推進、地球観測システム構築推進プラン、原子力システム研究開発事業、政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究推進事業、特色ある共同研究拠点の整備の推進事業、海洋資源の利用促進に向けた基盤ツール開発プログラム、原子力基礎基盤戦略研究イニシアティブ、ナノテクノロジーを活用した環境技術開発、宇宙利用促進調整委託費）	委託契約事務処理要領P9に基づく	○民法第646条（受任者による受取物の引渡し等） ○『科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領』
【文部科学省】 戦略的創造研究推進事業（JST運営費交付金）	■委託契約事務処理説明書 p.6　2.委託研究の予算費目　に基づく	
【文部科学省】 社会技術研究開発事業（JST運営費交付金）	■委託契約事務処理説明書 p.6　2.委託研究の予算費目　に基づく	

[費目の統一化]関係

競争的資金の使用ルール等の現状

平成 22年 3月
内閣府とりまとめ

制度名	使用ルールの現状	使用ルールの根拠となっている法令・規定等
【文部科学省】 世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）（文部科学省補助金）	交付要綱第4条第4項に基づく	○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第5条 ○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第3条
【文部科学省】 グローバルCOEプログラム（文部科学省補助金）	・研究拠点形成費等補助金（研究拠点形成費）取扱要領　P.4に基づく	○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第5条 ○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第3条 ○研究拠点形成費等補助金（研究拠点形成費）取扱要領　P.4
【文部科学省】 研究成果最適展開支援事業（JST運営費交付金）	（実用化挑戦タイプ以外） 直接経費：「物品費」、「旅費」、「謝金等」、「その他」に分類 （実用化挑戦タイプ） 直接経費：「物品費（設備備品費）」、「物品費（消耗品費）」、「旅費」、「謝金等」、「その他（外注費・再委託費）」、「その他（その他経費）」に分類	（実用化挑戦タイプ以外） 事務処理要領による。 ※府省共通経費取扱区分表（案）に準ずる （研究資金の効果的活用に向けた勉強会 平成21年12月17日） （実用化挑戦タイプ） 事務処理要領による。
【文部科学省】 産学イノベーション加速事業【戦略的イノベーション創出推進】（JST運営費交付金）	直接経費：「物品費」、「人件費・謝金」、「旅費」、「その他」に分類	事務処理要領による。（P.10～11） ※府省共通経費取扱区分表（案）に準ずる （研究資金の効果的活用に向けた勉強会 平成21年12月17日）
【文部科学省】 産学イノベーション加速事業【産学共創基礎基盤研究】（JST運営費交付金）	（検討中） （直接経費：「物品費」、「人件費・謝金」、「旅費」、「その他」に分類予定）	－
【文部科学省】 産学イノベーション加速事業【先端計測分析技術・機器開発事業】（JST運営費交付金）	直接経費：「人件費」、「消耗品費」、「設備備品費」、「旅費」、「その他経費」に分類 なお、平成22年度より、科学研究費補助金等に合わせ「消耗品費」と「設備備品費」を統合し「物品費」に改める予定。	別添「委託業務事務処理要領」による。（P.13～17）
【文部科学省】 先端的低炭素化技術開発（JST運営費交付金）	新規事業であり、戦略的創造研究推進事業に準ずる予定	

[費目の統一化]関係

競争的資金の使用ルール等の現状

平成 22年 3月
内閣府とりまとめ

制度名	使用ルールの現状	使用ルールの根拠となっている法令・規定等
【厚生労働省】 厚生労働科学研究費補助金	（経費）　（費目）　（費用区分） 1. 直接研究費—(1)人件費 (2)諸謝金 (3)旅費 (4)調査研究費—①備品費 ②消耗品費 ③印刷製本費 ④光熱水料 ⑤借料及び損料 ⑥会議費 ⑦賃金 ⑧雑役務費 2. 委託費 3. 間接経費	厚生労働科学研究費補助金取扱規程（平成10年厚生省告示第130号）第4条 厚生労働科学研究費補助金取扱細則　第4条
【厚生労働省】 保健医療分野における基礎研究推進事業	①人件費 ②旅費（国内旅費、外国旅費） ③外国人招へい旅費及び招へい外国人滞在費 ④備品費 ⑤謝金 ⑥消耗品費 ⑦印刷製本費 ⑧借料及び損料 ⑨会議費 ⑩雑役務費 ⑪再委託費 ⑫間接経費	研究費支出項目基準
【農林水産省】 新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業	人件費、謝金、研究員旅費、委員旅費、賃金、機械・備品費、消耗品費、印刷製本費、雑役務費、研究推進業務費、試験研究調査委託費及び間接経費が計上可能。	「平成22年度新たな農林政策を推進する実用技術開発事業公募要領」の6の（3）

[費目の統一化]関係

競争的資金の使用ルール等の現状

平成 22年 3月
内閣府とりまとめ

制度名	使用ルールの現状	使用ルールの根拠となっている法令・規定等
【農林水産省】 イノベーション創出基礎的試験研究推進事業	人件費、備品費、賃金、雑役務費、調査研究旅費（国内旅費及び国外旅費）、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、謝金、外国機関に所属する研究者の招へい経費、借料及び損料、再委託費、間接経費が計上可能。	平成22年度公募要領Ⅱの（4）
【経済産業省】 産業技術研究助成事業	NEDO産業技術研究助成事業費助成金の直接経費として計上可能な経費 http://www.nedo.go.jp/itd/teian/kitei/keihi.doc	産業技術研究助成事業費助成金交付規程　別紙 http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei/koufukitei/15_36honbun.pdf 産業技術研究助成事業マニュアル(平成21年6月) http://www.nedo.go.jp/itd/teian/kitei/manual.pdf
【経済産業省】 省エネルギー革新技術開発事業	1．本事業には委託及び助成あり 2．委託、助成ともNEDOの標準ルールに準拠しており、本事業独自ルールの規定は極力回避 3．費目について、委託、助成の対象費用は次の通り。 ・NEDO委託業務マニュアル http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual/jimushori/h21/p69-79.pdf ・省エネルギー革新技術開発事業助成金交付規程　（別記）助成対象費用 http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei/koufukitei/20_65honbun.pdf	・NEDO委託業務マニュアル（経理処理について） http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual/jimushori/h21/p69-79.pdf ・省エネルギー革新技術開発事業助成金交付規程　（別記）助成対象費用 http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei/koufukitei/20_65honbun.pdf

[費目の統一化]関係

競争的資金の使用ルール等の現状

平成 22年 3月
内閣府とりまとめ

制度名	使用ルールの現状	使用ルールの根拠となっている法令・規定等
【経済産業省】 大学発事業創出実用化研究開発事業費	大学発事業創出実用化研究開発事業費助成金交付規程　別記 http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei/koufukitei/18_57honbun.pdf	大学発事業創出実用化研究開発事業費助成金交付規程 http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei/koufukitei/18_57honbun.pdf
【経済産業省】 地域イノベーション創出研究開発事業	平成22年度地域イノベーション創出研究開発事業公募要領　15～17ページ http://www.meti.go.jp/policy/local_economy/tiikiinnovation/source/H22kouboyouryo.pdf	平成22年度地域イノベーション創出研究開発事業公募要領 当省委託契約マニュアル(現在改訂中、近日中セット予定)
【国土交通省】 運輸分野における基礎的研究推進制度	(1) 人件費 (2) その他経費 ① 機器・設備費 ② 材料・消耗品費 ③ 旅費 ④ 謝金 ⑤ 賃金 ⑥ 雑役務費 ⑦ 光熱水費等 ⑧ その他直接経費 ⑨ 間接経費	運輸分野における基礎的研究推進制度 「事務手続きマニュアル」にて規定
【国土交通省】 建設技術研究開発助成制度	建設技術研究開発費補助金取扱規則第2条に規定する様式第3に基づく	建設技術研究開発費補助金取扱規則にて規定

競争的資金の使用ルール等の現状

平成 22年 3月
内閣府とりまとめ

制度名	使用ルールの現状	使用ルールの根拠となっている法令・規定等
【環境省】 環境研究・技術開発推進費	環境省会計課長通知により、以下を基本として運用。 （1）人件費 （2）業務費（旅費、諸謝金、賃金、借料損料、印刷製本費、会議費、その他） （3）一般管理費（間接経費） （4）消費税	使用ルールを変更する場合には会計課長通知を改正する必要がある。 当該競争的資金は委託費であり、省内の委託費を共通的に運用していることから、従前の方針を変更し、競争的資金のみ別の運用とする必要性の説明が必要。
【環境省】 地球環境研究総合推進費	環境省会計課長通知により、以下を基本として運用。 （1）人件費 （2）業務費（旅費、諸謝金、賃金、借料損料、印刷製本費、会議費、その他） （3）一般管理費（間接経費） （4）消費税	使用ルールを変更する場合には会計課長通知を改正する必要がある。 当該競争的資金は委託費であり、省内の委託費を共通的に運用していることから、従前の方針を変更し、競争的資金のみ別の運用とする場合は、環境省訓令を改正する必要がある。
【環境省】 循環型社会形成推進科学研究費補助金	循環型社会形成推進科学研究費補助金要綱及び循環型社会形成推進科学研究費補助金取扱要領、並びに次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業補助金交付要綱及び次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業補助金交付取扱要領に基づき、以下のとおり運用している。 【研究事業】 ○直接研究費（謝金、旅費、調査研究費（備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱料費、借料及び損料、会議費、賃金並びに雑役務費） ○委託費 ○間接経費 【次世代事業】 ○設備費（設計費技術開発に必要な設計費、建設費建物の建造、改造、購入、借用に要する費用（ガス、水道、暖房、照明、通風等建物に付属する施設の買受けに要する経費を含む。）、機械装置購入費技術開発に必要な機械装置の購入、製造、改造、借用、修繕又は据付に必要な経費） ○材料費 ○物品費 ○外注費 ○諸経費（技術開発を行うために直接必要な旅費（国内に限る。）、印刷製本費、文献購入費、通信運搬費、光熱水料、コンピュータ使用料、試料分析鑑定料、傭上費、謝金等技術指導の受入等に必要な経費）	使用ルールを変更する場合には循環型社会形成推進科学研究費補助金要綱及び循環型社会形成推進科学研究費補助金取扱要領、並びに次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業補助金交付要綱及び次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業補助金交付取扱要領を改正する必要がある。（財務省協議が必要。）

[繰越手続きの簡略化]関係

競争的資金の使用ルール等の現状

平成 22年 3月
内閣府とりまとめ

制度名	使用ルールの現状	使用ルールの根拠となっている法令・規定等
【内閣府】 食品健康影響評価技術研究	設定していない	
【総務省】 戦略的情報通信研究開発推進制度（SCOPE） 地球温暖化対策ICTｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ推進事業（PREDICT）	「事前相談」である旨を明記した繰越明許申請書（様式1及び2）を提出し、事務局で問題ないか確認する。事前相談の結果を踏まえて繰越明許申請書（様式1及び2）を提出し、総務省及び財務省における繰越明許の審査及び承認を受ける。また、並行して委託研究契約の減額変更の手続きを行う。既に概算払いを受けている場合には、繰越明許額（申請額）相当分について総務省への返還手続をする。	戦略的情報通信研究開発推進制度に係る歳出予算の繰越明許の取扱いについて（通知）
【総務省】 基盤技術研究促進制度	特段の事情により研究内容に変更が生じ、これに伴う委託額を翌年度以降に繰り越す場合は、繰り越すこととなった研究内容と理由を次年度の継続提案書に記載し、事前の審査が必要。変更が止むを得ないものとして適当と判断した場合は、次年度、機構と委託先間で締結する委託契約の実施計画書に繰り越した変更が反映されて契約。	民間基盤技術研究促進制度委託業務事務処理マニュアルに次のように規定 □繰越明許 機構の承認を得た場合に限り、特段の事情により研究内容に変更が生じ、これに伴う委託額を翌年度以降に繰り越すことができます。
【総務省】 先進技術型研究開発助成金制度（高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金）	該当なし。（単年度事業のため）	
【総務省】 先進技術型研究開発助成金制度（先進技術型研究開発助成金）	該当なし。（単年度事業のため）	
【総務省】 先進技術型研究開発助成金制度（国際共同研究助成金）	複数年度の交付決定を受けた助成対象事業者が、交付決定時に予想し得なかったやむを得ない事由により年度を超えた繰越しをする場合、事前に計画変更等の承認が必要。 手順としては、①助成対象事業者が機構に対し、国際共同研究助成金変更承認申請書を提出。②機構は申請書を受理したときは、これを審査する。③審査した結果、適正であると認めたときはこれを承認し、助成対象事業者に通知する。④承認に当たって、必要に応じ交付決定の内容の変更、又は条件を付す。 様式は、国際共同研究助成金交付要綱様式第6のとおり	国際共同研究助成金交付要綱第12項（1）-7、（2）及び（3）の規定
【文部科学省】 科学研究費補助金（文部科学省補助金）	・手続きについては、繰越申請の手順について（平成21年度）に記載されているとおり。	【法令・規程等】 ・財政法第14条の3、財政法第43条の3（明許繰越）、財政法第42条但書（事故繰越） ・『繰越（翌債）事務手続きについて』（事務連絡第22号　平成22年1月15日　財務省主計局司計課長） ・文科省研究者使用ルール（補助条件）（平成21年度）、学振研究者使用ルール（補助条件）（平成21年度） ・科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等（平成21年度）

[繰越手続きの簡略化]関係

競争的資金の使用ルール等の現状

平成 22年 3月
内閣府とりまとめ

制度名	使用ルールの現状	使用ルールの根拠となっている法令・規定等
【文部科学省】 科学技術振興調整費（文部科学省補助金）	事前に電話等で相談の上、科学技術振興調整費補助金事業遅延届を提出 別添（P3　第10条、様式6、様式6別紙1～3） なお、『繰越（翌債）事務手続きについて』（事務連絡第22号　平成22年1月15日　財務省主計局司計課長）により、本年度より新方式にて手続を実施する予定	○財政法第14条の3、財政法第43条の3（明許繰越）、財政法第42条但書（事故繰越） ○『繰越（翌債）事務手続きについて』（事務連絡第22号　平成22年1月15日　財務省主計局司計課長）
【文部科学省】 地球規模課題対応国際科学技術協力事業（JST運営費交付金）	http://www.jst.go.jp/global/keiyaku/h21a/g03h21r1_kurikosi100301.pdf http://www.jst.go.jp/global/keiyaku/h21a/g03h21r2_kurikosi100301.zip にて公開されているとおり	『（独）科学技術振興機構　地球規模課題対応国際科学技術協力事業　委託研究契約書及び事務処理説明書』に基づく
【文部科学省】 戦略的国際科学技術協力推進事業（共同研究型）（JST運営費交付金）	事務処理説明書へ記載されているとおり	『（独）科学技術振興機構　戦略的国際科学技術協力推進事業（共同研究型）　委託研究契約書及び事務処理説明書』に基づく
【文部科学省】 文部科学省委託費（キーテクノロジー研究開発の推進、地球観測システム構築推進プラン、原子力システム研究開発事業、政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究推進事業、特色ある共同研究拠点の整備の推進事業、海洋資源の利用促進に向けた基盤ツール開発プログラム、原子力基礎基盤戦略研究イニシアティブ、ナノテクノロジーを活用した環境技術開発、宇宙利用促進調整委託費）	通常の予算繰越手続きと同様に措置。なお、『繰越（翌債）事務手続きについて』（事務連絡第22号　平成22年1月15日　財務省主計局司計課長）により、体制が整い次第、新方式に移行を行う予定。	○財政法第14条の3、財政法第43条の3（明許繰越）、財政法第42条但書（事故繰越） ○『繰越（翌債）事務手続きについて』（事務連絡第22号　平成22年1月15日　財務省主計局司計課長）
【文部科学省】 戦略的創造研究推進事業（JST運営費交付金）	■委託契約事務処理説明書 p.26　2.研究費の繰越し　に記載されているとおり	
【文部科学省】 社会技術研究開発事業（JST運営費交付金）	■委託契約事務処理説明書 p.27　2.研究費の繰越し　に記載されているとおり	

[繰越手続きの簡略化]関係

競争的資金の使用ルール等の現状

平成 22年 3月
内閣府とりまとめ

制度名	使用ルールの現状	使用ルールの根拠となっている法令・規定等
【文部科学省】 世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）（文部科学省補助金）	事前に電話等で相談の上、国際研究拠点形成促進事業費補助金事業遅延届を提出 別添（P4　第10条、様式5） なお、『繰越（翌債）事務手続きについて』（事務連絡第22号　平成22年1月15日　財務省主計局司計課長）により、本年度より新方式にて手続きを実施する予定	○財政法第14条の3、財政法第43条の3（明許繰越）、財政法第42条但書（事故繰越） ○『繰越（翌債）事務手続きについて』（事務連絡第22号　平成22年1月15日　財務省主計局司計課長）
【文部科学省】 グローバルCOEプログラム（文部科学省補助金）	・実例はないが、繰越が必要となった場合には、1月中までに文部科学省に相談の上、手続きを行う。 なお、『繰越（翌債）事務手続きについて』（事務連絡第22号　平成22年1月15日　財務省主計局司計課長）により、体制が整い次第、新方式に移行を行う予定。	○財政法第14条の3、財政法第43条の3（明許繰越）、財政法第42条但書（事故繰越） ○『繰越（翌債）事務手続きについて』（事務連絡第22号　平成22年1月15日　財務省主計局司計課長） ○グローバルCOEプログラムQ ＆ A　問19
【文部科学省】 研究成果最適展開支援事業（JST運営費交付金）	繰越の理由、金額、研究開発実施上の必要性等を総合的に判断し、繰越の必要なものについては個別対応で繰越を認めている。	–
【文部科学省】 産学イノベーション加速事業【戦略的イノベーション創出推進】（JST運営費交付金）	本事業においては、複数事業年度にわたる契約を締結することにより、初年度に複数事業年度分の予算を決定しているが、委託先から提出される計画変更申請書により複数事業年度間の予算の流用が必要と認められる場合、事業年度を超える予算の前倒し、後ろ倒しが可能となっている。	事務処理要領による。（P.15～18）
【文部科学省】 産学イノベーション加速事業【産学共創基礎基盤研究】（JST運営費交付金）	（検討中）	–
【文部科学省】 産学イノベーション加速事業【先端計測分析技術・機器開発事業】（JST運営費交付金）	研究者（研究機関）からの申請後（電話やメールによる事前の相談を受けることが多い）、機構内決裁を経て書面で承認の旨を回答する。 様式第7「開発実施計画変更承認申請書」別添委託業務事務処理要領P.60	別添「委託業務事務処理要領」による。（P.24）
【文部科学省】 先端的低炭素化技術開発（JST運営費交付金）	新規事業であり、戦略的創造研究推進事業に準ずる予定	

[繰越手続きの簡略化]関係

競争的資金の使用ルール等の現状

平成 22年 3月
内閣府とりまとめ

制度名	使用ルールの現状	使用ルールの根拠となっている法令・規定等
【厚生労働省】 厚生労働科学研究費補助金	(1)事前相談 ① 研究者等は、繰越しの対象となる事由が生じたと考えられる場合には、当分の間、厚生労働省所管関係部局担当課に事前に相談する。なお、補助金を事務委任している所属機関の長に併せて事前相談の状況を説明しておくこと。 ② 繰越の事由が生じた後速やかに上記①の事前相談を行う。 (2)繰越明許申請 ① 事前相談に際して研究者等は、繰越明許申請書に事前相談と記したうえで、厚生労働省所管関係部局担当課に提出する。 ② 研究者等は、繰越額を決定したうえで、繰越明許申請書を提出し、厚生労働省及び財務省における繰越明許の審査及び承認と並行して、厚生労働省所管関係部局からの返還通知に従い、既に交付された補助金のうち繰越相当額を厚生労働省に一時的に返還すること。なお、繰越承認後に繰越額を超えた場合には、新たに繰越明許申請手続が必要となる。 ③ 間接経費が交付されている補助事業については、原則、繰越額にかかる間接経費相当額(交付された間接経費を直接研究費等(直接研究費及び委託費の合計)で除して得られた割合を繰越額に乗じて得られた額)も返還することとなるので、所属機関の長に事前に説明しておく。	厚生労働科学研究費補助金に係る歳出予算の繰越しについて(平成16年1月29日科発第0129002号厚生科学課長決定)
【厚生労働省】 保健医療分野における基礎研究推進事業	事前に相談を受け付け、研究者から繰越申請書の提出を受け、内容を確認の上、承認する。 また、研究費については、いったん返してもらうことなく、翌年度に使用することができることとしている。	基礎研究推進事業委託費に係る歳出予算の繰越の取扱いについて
【農林水産省】 新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業	①事前相談 ②繰越承認申請書の提出 ③農水省が財務省と協議し承認を決定(繰越がやむを得ないと判断される場合に承認) ※手続きは年度内に終了しなければならない。繰越額はいったん返還しなければならない。	平成22年1月15日付け事務連絡第22号「繰越(翌債)事務手続について」(財務省主計局司計課長通知)
【農林水産省】 イノベーション創出基礎的試験研究推進事業	①事前相談 ②繰越承認申請書の提出 ③やむを得ない事情(気象災害があった場合、資材の年内の入手が困難な場合など)があり、かつ、本委託試験研究の遂行上特に必要と判断した場合、返還することなく次期事業年度に繰り越して使用することを承認。	基礎的試験研究委託契約書第9条の2項
【経済産業省】 産業技術研究助成事業	複数年度交付決定が可能。	産業技術研究助成事業費助成金交付規程第7条／(変更)第13条第1項第4号 http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei/koufukitei/15_36honbun.pdf 産業技術研究助成事業マニュアル(平成21年6月) http://www.nedo.go.jp/itd/teian/kitei/manual.pdf

[繰越手続きの簡略化]関係

競争的資金の使用ルール等の現状

平成 22年 3月
内閣府とりまとめ

制度名	使用ルールの現状	使用ルールの根拠となっている法令・規定等
【経済産業省】 省エネルギー革新技術開発事業	原則、複数年度契約・交付決定を実施済み。 別途、年度限度額を設定、年度限度額の変更（翌年度分からの前倒し使用あるいは翌年度への繰越し）は、変更申請・承認手続きによって可能。	・NEDO委託業務マニュアル（委託業務の概要） http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual/jimushori/h21/p13-24.pdf ・省エネルギー革新技術開発事業助成金交付規程第6条第3項 http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei/koufukitei/20_66honbun.pdf
【経済産業省】 大学発事業創出実用化研究開発事業費	複数年度交付決定が可能。	大学発事業創出実用化研究開発事業費助成金交付規程第6条第3項 http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei/koufukitei/18_58honbun.pdf
【経済産業省】 地域イノベーション創出研究開発事業	明許繰越に登録	財政法第14条の3
【国土交通省】 運輸分野における基礎的研究推進制度	研究者からの申請により、当機構が繰り越しに至った経緯について、止む無しと認めた場合は、繰越ができる。	実績は無く、規定は設定していない。
【国土交通省】 建設技術研究開発助成制度	規定なし	―
【環境省】 環境研究・技術開発推進費	公募要領において、繰越しができることを明示。研究者から相談があった場合、適宜対応。繰越申請の可否について省内での判断の後、財務省への協議が必要。	
【環境省】 地球環境研究総合推進費	公募要領において、繰越しができることを明示。研究者から相談があった場合、適宜対応。繰越申請の可否について省内での判断の後、財務省への協議が必要。	
【環境省】 循環型社会形成推進科学研究費補助金	公募要領において、繰越しができることを明示。研究者から相談があった場合、適宜対応。繰越申請の可否について省内での判断の後、財務省への協議が必要。	

[費目間流用ルールの統一化]関係

競争的資金の使用ルール等の現状

平成 22年 3月
内閣府とりまとめ

制度名	使用ルールの現状	使用ルールの根拠となっている法令・規定等
【内閣府】 食品健康影響評価技術研究	直接経費の2割程度以内の流用については変更申請書は不要。 （食品健康影響評価技術研究委託要領　第8）	食品健康影響評価技術研究委託要綱
【総務省】 戦略的情報通信研究開発推進制度（SCOPE） 地球温暖化対策ICTｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ推進事業（PREDICT）	次のイからハのすべての条件を満たす場合、実施計画書の変更手続を経ずに、研究開発に要する経費内訳の項目間の流用が可能である。 イ　Ⅰ　設備備品費、Ⅱ　労務費、Ⅲ　その他経費　のいずれかの項目間の流用であること。 ロ　流用を行う額（以下「流用額」という。）が、ⅠからⅢのうち二項目において流用が行われる場合、当該流用額は当該項目の委託額のうち小さい額の30％以内であること。 ハ　ⅠからⅢのすべての項目において流用が行われる場合、当該流用額は三項目の委託額のうち最も小さい額の30％以内であること。 ニ　流用額が委託額の10％を超えないこと。	戦略的情報通信研究開発推進制度（SCOPE）地球温暖化対策ICTｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ推進事業（PREDICT）委託契約経理処理解説 0-2実施計画書に基づく経費計上（2）費目間の流用 委託契約書第14条 内容は同左
【総務省】 基盤技術研究促進制度	（委託業務の実施に要する経費の支出） 第12条　乙は、委託業務の実施に要する経費を直接的な経費と間接的な経費に分けて、実施計画書に記載された経費の内訳に従って支出しなければならない。ただし、実施計画書に記載された経費の内訳について、次に掲げるⅠからⅢの項目の相互間において流用することができる。この場合、流用額がⅠからⅢの項目の合計金額の30パーセントを超えるときは、甲が別に定める様式による経費流用報告書（正1通、副1通）を、委託期間の終了日の1ヶ月前までに（ただし、甲からの指示があったときはこの限りでない。）甲に提出しなければならない。 直接的な経費 Ⅰ　機械装置等開発費 Ⅱ　労務費 Ⅲ　消耗品その他の経費 Ⅳ　再委託費 間接的な経費 Ⅴ　間接経費	委託契約書第12条
【総務省】 先進技術型研究開発助成金制度（高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金）	直接経費の各費目に係る配分ごとにそのいずれか低い額の20％の範囲内で流用することが可能。	高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金交付要綱第10項（1）の規定
【総務省】 先進技術型研究開発助成金制度（先進技術型研究開発助成金）	直接経費の各費目に係る配分ごとにそのいずれか低い額の20％の範囲内で流用することが可能。	先進技術型研究開発助成金交付要綱第10項（1）の規定
【総務省】 先進技術型研究開発助成金制度（国際共同研究助成金）	直接経費の各費目に係る配分ごとにそのいずれか低い額の20％の範囲内で流用することが可能。	国際共同研究助成金交付要綱第12項（1）の一の規定

[費目間流用ルールの統一化]関係

競争的資金の使用ルール等の現状

平成 22年 3月
内閣府とりまとめ

制度名	使用ルールの現状	使用ルールの根拠となっている法令・規定等
【文部科学省】 科学研究費補助金（文部科学省補助金）	【直接経費の使用内訳の変更】 研究代表者は、直接経費の使用内訳について、各費目の額を、交付する直接経費の総額の50%未満（直接経費の総額の50%の額が300万円以下の場合は、300万円まで）を超えて変更しようとする場合には、「直接経費使用内訳変更承認申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得なければならない。	【法令・規程等】 ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第7条第1項第1号 ・補助金等適正化法の「軽微な変更」及び「同種」の基準（昭30・12・26中央連絡協議会） ・文科省研究者使用ルール（補助条件）（平成21年度） ・学振研究者使用ルール（補助条件）（平成21年度）
【文部科学省】 科学技術振興調整費（文部科学省補助金）	交付要綱第8条に基づく	○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第7条第1項第1号 ○補助金等適正化法の「軽微な変更」及び「同種」の基準（昭30・12・26中央連絡協議会）
【文部科学省】 地球規模課題対応国際科学技術協力事業（JST運営費交付金）	直接経費の内訳項目に係る金額を直接経費の他の内訳項目の金額に流用することができるものとし、内訳項目ごとの当該流用に係る額が直接経費の総額の50%（この額が500万円に満たない場合は500万円）を超える場合は、事前に機構の承認を得るものとする。（契約書より抜粋）	『（独）科学技術振興機構　地球規模課題対応国際科学技術協力事業　委託研究契約書及び事務処理説明書』に基づく
【文部科学省】 戦略的国際科学技術協力推進事業（共同研究型）（JST運営費交付金）	直接経費の内訳項目に係る金額を直接経費の他の内訳項目の金額に流用することができるものとし、内訳項目ごとの当該流用に係る額が直接経費の総額の50%（この額が500万円に満たない場合は500万円）を超える場合は、事前に機構の承認を得るものとする。（契約書より抜粋）	『（独）科学技術振興機構　戦略的国際科学技術協力推進事業（共同研究型）　委託研究契約書及び事務処理説明書』に基づく
【文部科学省】 文部科学省委託費（キーテクノロジー研究開発の推進、地球観測システム構築推進プラン、原子力システム研究開発事業、政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究推進事業、特色ある共同研究拠点の整備の推進事業、海洋資源の利用促進に向けた基盤ツール開発プログラム、原子力基礎基盤戦略研究イニシアティブ、ナノテクノロジーを活用した環境技術開発、宇宙利用促進調整委託費）	委託契約事務処理要領P5　第9第2項（3）及び（4）、P13　第10条第1項第2、3号に基づく	○『科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領』

[費目間流用ルールの統一化]関係

競争的資金の使用ルール等の現状

平成 22年 3月
内閣府とりまとめ

制度名	使用ルールの現状	使用ルールの根拠となっている法令・規定等
【文部科学省】 戦略的創造研究推進事業（JST運営費交付金）	■委託契約事務処理説明書 3)直接経費の費目間流用 「Ⅲ.2.」に記載の4つの費目相互間について、当該委託研究の目的に合致することを前提に、下記の条件・手続きのもと、流用が可能です。 ①JSTの確認を必要としないで流用が可能な場合 ・各費目における流用額が、当該年度における直接経費総額の50%（この額が500万円に満たない場合は500万円）を超えないとき ※この場合でも、研究計画の大幅な変更を伴う場合は、事前にJSTの確認が必要となります。 ※委託研究契約書上の計上額が0円の費目についても、流用範囲内であれば使用可能です。 ※また、流用の内容如何により、JST担当者が研究担当者、研究機関にその詳細を後日確認させていただく場合があります。 ②JSTが当該研究題目の研究遂行上必要であると確認した上で流用が可能な場合 ・各費目における流用額が、当該年度における直接経費総額の50%および500万円を超えるとき ・費目間流用（各費目の執行見込額変更）の手順は以下の通りです。 ⅰ）研究担当者がJST担当者に対して、電子メール等で費目間流用の内容及び理由を付して連絡 ⅱ）JSTが研究遂行上必要であるかどうかを判断 ⅲ）JSTから研究担当者へ費目間流用の可否を通知（以下の通知文書例参照） ※研究機関からJSTに対し、費目間流用のための申請文書等を提出する必要はありません。なお、各費目の執行見込額変更の可否は研究担当者に連絡しますので、研究担当者にお問い合わせください。	

[費目間流用ルールの統一化]関係

競争的資金の使用ルール等の現状

平成 22年 3月
内閣府とりまとめ

制度名	使用ルールの現状	使用ルールの根拠となっている法令・規定等
【文部科学省】 社会技術研究開発事業（JST運営費交付金）	■委託契約事務処理説明書 p.10 3)直接経費の費目間流用 以下抜粋 「Ⅲ.2.」に記載の4つの費目相互間について、当該委託研究の目的に合致することを前提に、下記の条件・手続きのもと、流用が可能です。 ①JSTの確認を必要としないで流用が可能な場合 ・各費目における流用額が、当該年度における直接経費総額の50%（この額が500万円に満たない場合は500万円）を超えないとき ※この場合でも、研究計画の大幅な変更を伴う場合は、事前にJSTの確認が必要となります。 ※委託研究契約書上の計上額が0円の費目についても、流用範囲内であれば使用可能です。 ※また、流用の内容如何により、JST担当者が研究担当者、研究機関にその詳細を後日確認させていただく場合があります。 例）－10－【H21.5】 第2四半期を終了した時点で、計画されている物品費の執行がほとんどなく、その大半が、外国旅費に流用されている場合等、研究計画書との整合性を確認すべきであると判断される場合 ②JSTが当該研究題目の研究遂行上必要であると確認した上で流用が可能な場合 ・各費目における流用額が、当該年度における直接経費総額の50%および500万円を超えるとき ・費目間流用（各費目の執行見込額変更）の手順は以下の通りです。 ⅰ）研究担当者がJST担当者に対して、電子メール等で費目間流用の内容及び理由を付して連絡 ⅱ）JSTが研究遂行上必要であるかどうかを判断 ⅲ）JSTから研究担当者へ費目間流用の可否を通知（以下の通知文書例参照） ※研究機関からJSTに対し、費目間流用のための申請文書等を提出する必要はありません。なお、各費目の執行見込額変更の可否は研究担当者に連絡しますので、研究担当者にお問い合わせください。	
【文部科学省】 世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）（文部科学省補助金）	交付要綱第8条に基づく	○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第7条第1項第1号 ○補助金等適正化法の「軽微な変更」及び「同種」の基準（昭30・12・26中央連絡協議会）
【文部科学省】 グローバルCOEプログラム（文部科学省補助金）	・事業の目的を変えないで、次に掲げる軽微な変更を行う場合については、承認手続の必要はありません。 （ⅰ）補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、その変更が補助目的の達成をより効率的にする場合 （ⅱ）補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、各補助対象経費（設備備品費、旅費、人件費、事業推進費、その他）の額を300万円又は補助金の交付決定額の30%のいずれか高い額以内で増減する場合	○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第7条第1項第1号 ○補助金等適正化法の「軽微な変更」及び「同種」の基準（昭30・12・26中央連絡協議会） ○研究拠点形成費等補助金交付要綱 第8条 ○研究拠点形成費等補助金（研究拠点形成費）取扱要領 P.9

[費目間流用ルールの統一化]関係

競争的資金の使用ルール等の現状

平成 22年 3月
内閣府とりまとめ

制度名	使用ルールの現状	使用ルールの根拠となっている法令・規定等
【文部科学省】 研究成果最適展開支援事業（JST運営費交付金）	（実用化挑戦タイプ以外） いずれかの費目の額が直接経費の総額の50%を超えて増減する場合には、計画変更申請書をJSTに提出し、事前にJSTの承認を得る必要がある。 （実用化挑戦タイプ） いずれかの費目の額が5割（その費目の5割に当たる額が300万円以下の場合は300万円）を超えて増減する場合には、計画変更申請書をJSTに提出し、事前にJSTの承認を得る必要がある。	事務処理要領による。
【文部科学省】 産学イノベーション加速事業【戦略的イノベーション創出推進】（JST運営費交付金）	いずれかの費目の額が当該事業年度の直接経費の総額の50%を超えて増減する場合には、計画変更申請書をJSTに提出し、事前にJSTの承認を得る必要がある。	事務処理要領による。（P.15～18）
【文部科学省】 産学イノベーション加速事業【産学共創基礎基盤研究】（JST運営費交付金）	（検討中）	–
【文部科学省】 産学イノベーション加速事業【先端計測分析技術・機器開発事業】（JST運営費交付金）	流用しようとする費目間の流用額が直接経費の総額の50%（直接経費総額の50%に当たる額が500万円以下の場合は500万円）を超えない場合に流用することができる。	別添「委託業務事務処理要領」による。（P.17～18）
【文部科学省】 先端的低炭素化技術開発（JST運営費交付金）	新規事業であり、戦略的創造研究推進事業に準ずる予定	
【厚生労働省】 厚生労働科学研究費補助金	研究事業に要する経費の配分の変更（直接研究費又は委託費の増減額が変更前の当該経費の額に0．2を乗じた額を超えない場合を除く。）をしようとする場合には、<u>経費変更申請書</u>を厚生労働大臣に提出し、承認を受けなければならないことと定められている。	取扱規程　第12条
【厚生労働省】 保健医療分野における基礎研究推進事業	研究費支出計画のいずれかの項目の金額を直接経費総額の20%を超えて変更する場合は、変更申請を必要としている。 なお、これ以外の場合については、変更申請・届出等の手続きは不要としている。	委託研究契約書（第7条第2項及び第4項）

[費目間流用ルールの統一化]関係

競争的資金の使用ルール等の現状

平成 22年 3月
内閣府とりまとめ

制度名	使用ルールの現状	使用ルールの根拠となっている法令・規定等
【農林水産省】 新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業	直接経費総額の30%の範囲内で研究計画変更申請を要せず流用が可能	契約書第12条第1項
【農林水産省】 イノベーション創出基礎的試験研究推進事業	直接経費総額の20%の範囲内で計画変更承認申請を要せず流用可能。	基礎的試験研究委託契約書第11条
【経済産業省】 産業技術研究助成事業	直接経費総額の30%を超える流用は届出が必要	産業技術研究助成事業費助成金交付規程第10条第4号／（変更）第13条第1項第6号 http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei/koufukitei/15_36honbun.pdf 産業技術研究助成事業マニュアル(平成21年6月) http://www.nedo.go.jp/itd/teian/kitei/manual.pdf
【経済産業省】 省エネルギー革新技術開発事業	直接経費総額の20%以内は手続き不要。20%を超える流用は届出が必要。	・NEDO委託業務マニュアル（経理処理について） http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual/jimushori/h21/p69-79.pdf ・省エネルギー革新技術開発事業助成金交付規程第9条第1項第2号 http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei/koufukitei/20_67honbun.pdf
【経済産業省】 大学発事業創出実用化研究開発事業費	直接経費総額の20%以内は手続き不要。20%を超える流用は届出が必要。	大学発事業創出実用化研究開発事業費助成金交付規程第9条第1項第2号 http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei/koufukitei/18_59honbun.pdf
【経済産業省】 地域イノベーション創出研究開発事業	支出計画の区分経費の15%を超える流用の場合は速やかに計画変更承認を行うこととしている。	委託契約書（関係箇所抜粋） （計画変更等） 第〇条　乙は、実施計画を変更しようとするとき（事業内容の軽微な変更の場合及び支出計画の区分経費の15パーセント以内の流用（人件費への流用、一般管理費および間接経費への流用を除く。）の場合を除く。）は、あらかじめ様式第2により作成した計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。 2　甲は、前項の承認をする場合には、条件を付すことができる。
【国土交通省】 運輸分野における基礎的研究推進制度	上記①費目の共通化で、（1）人件費と（2）その他経費の間で、いずれか小さい金額の3割を超える場合は、事前の届出とともに、詳細な理由の提出が必要。3割以下の場合であっても、主要な機器・設備等の購入計画を変更する場合には、事前の届出が必要。	運輸分野における基礎的研究推進制度 「事務手続きマニュアル」にて規定

[費目間流用ルールの統一化]関係

競争的資金の使用ルール等の現状

平成 22年 3月
内閣府とりまとめ

制度名	使用ルールの現状	使用ルールの根拠となっている法令・規定等
【国土交通省】 建設技術研究開発助成制度	建設技術研究開発費補助金取扱規則第3条に規定する様式第5に明示	建設技術研究開発費補助金取扱規則
【環境省】 環境研究・技術開発推進費	経費区分ごとの10%未満であれば、特段の手続きなく流用が可能。 経費区分ごとの10%以上の流用の場合、地方公共団体は、事前連絡の上、環境省訓令により規定される委託業務変更承認申請書の提出、それ他の機関は、それに準ずる理由書の提出を要求。	使用ルールを変更する場合には環境省訓令を改正する必要がある。 当該競争的資金は委託費であり、省内の委託費を共通的に運用していることから、従前の方針を変更し、競争的資金のみ別の運用とする必要性の説明が必要。
【環境省】 地球環境研究総合推進費	経費区分ごとの10%未満であれば、特段の手続きなく流用が可能。 経費区分ごとの10%以上の流用の場合、地方公共団体は、事前連絡の上、環境省訓令により規定される委託業務変更承認申請書の提出、それ他の機関は、それに準ずる理由書の提出を要求。 旅費の行き先変更など研究に大きな影響を与える恐れのあるものは事前に相談の上、研究計画への影響を検討し、随時流用を判断。	使用ルールを変更する場合には環境省訓令を改正する必要がある。 当該競争的資金は委託費であり、省内の委託費を共通的に運用していることから、従前の方針を変更し、競争的資金のみ別の運用とする場合は、環境省訓令を改正する必要がある。
【環境省】 循環型社会形成推進科学研究費補助金	・経費区分ごとの10%未満であれば、特段の手続きなく流用が可能。 ・経費区分ごとの10%以上の流用の場合、事前連絡の上、循環型社会形成推進科学研究費補助金要綱及び次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業補助金交付要綱に規定される変更申請書を提出する。	使用ルールを変更する場合には循環型社会形成推進科学研究費補助金要綱及び次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業補助金交付要綱を改正する必要がある。（財務省協議が必要。）

[研究計画の変更手続きの簡略化]関係

競争的資金の使用ルール等の現状

平成 22年 3月
内閣府とりまとめ

制度名	使用ルールの現状	使用ルールの根拠となっている法令・規定等
【内閣府】 食品健康影響評価技術研究	受託者は、第5に規定する委託研究実施計画書の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記様式第3号の委託研究実施計画変更承認申請書正副2部を事務局長を経由して分任支出負担行為担当官に提出し、その承認を受けなければならない。	食品健康影響評価技術研究委託要綱
【総務省】 戦略的情報通信研究開発推進制度（SCOPE） 地球温暖化対策ICTｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ推進事業（PREDICT）	変更内容の事前相談、変更契約の起案・決裁を経て、委託先への変更承認通知を実施。	研究開発契約書（第13条、第14条及び第15条）による。
【総務省】 基盤技術研究促進制度	委託契約書第12条又は第34条（1）～（3）のいずれかに該当する場合、経費流用報告書又は委託業務実施計画変更届出書を提出する。 該当しない場合、委託業務実施計画変更申請書を提出し、変更承認を受ける。 また、必要に応じ、委託契約変更手続きも併せて行う。	委託契約書第34条等
【総務省】 先進技術型研究開発助成金制度（高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金）	①助成対象事業者が機構に対し、高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金変更承認申請書を提出。②機構は申請書を受理したときは、これを審査する。③審査した結果、適正であると認めたときはこれを承認し、助成対象事業者に通知する。④承認に当たって、必要に応じ交付決定の内容の変更、又は条件を付す。	高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金交付要綱第10項の規定
【総務省】 先進技術型研究開発助成金制度（先進技術型研究開発助成金）	①助成対象事業者が機構に対し、先進技術型研究開発助成金変更承認申請書を提出。②機構は申請書を受理したときは、これを審査する。③審査した結果、適正であると認めたときはこれを承認し、助成対象事業者に通知する。④承認に当たって、必要に応じ交付決定の内容の変更、又は条件を付す。	先進技術型研究開発助成金交付要綱第10項の規定
【総務省】 先進技術型研究開発助成金制度（国際共同研究助成金）	①助成対象事業者が機構に対し、国際共同研究助成金変更承認申請書を提出。②機構は申請書を受理したときは、これを審査する。③審査した結果、適正であると認めたときはこれを承認し、助成対象事業者に通知する。④承認に当たって、必要に応じ交付決定の内容の変更、又は条件を付す。	国際共同研究助成金交付要綱第12項（1）、（2）及び（3）の規定

[研究計画の変更手続きの簡略化]関係

競争的資金の使用ルール等の現状

平成 22年　3月
内閣府とりまとめ

制度名	使用ルールの現状	使用ルールの根拠となっている法令・規定等
【文部科学省】 科学研究費補助金（文部科学省補助金）	各所定の様式を提出し、文部科学大臣の ・【直接経費の使用内訳の変更】 ・【補助事業の廃止】 ・【研究代表者の応募資格の喪失】 ・【研究代表者の交替】、【研究分担者の変更】 ・【育児休業等による中断】 上記の様式を添付。事務手続きについては2009年度版科研費ハンドブック（研究機関用）を参照。	【法令・規程等】 ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第7条第1項第3号 ・補助金等適正化法の「軽微な変更」及び「同種」の基準（昭30・12・26中央連絡協議会） ・文科省研究者使用ルール（補助条件）（平成21年度）、学振研究者使用ルール（補助条件）（平成21年度） ・別添科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等（平成21年度） ※別添「文科省研究者使用ルール（補助条件）（平成21年度）」、「学振研究者使用ルール（補助条件）（平成21年度）」、「科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等（平成21年度）」を参照。
【文部科学省】 科学技術振興調整費（文部科学省補助金）	事前に電話等で相談の上、科学技術振興調整費補助金経費配分（事業内容）変更承認申請書を提出 別添（P2　第8条、様式4）	○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第7条第1項第3号 ○補助金等適正化法の「軽微な変更」及び「同種」の基準（昭30・12・26中央連絡協議会）
【文部科学省】 地球規模課題対応国際科学技術協力事業（JST運営費交付金）	『（独）科学技術振興機構　地球規模課題対応国際科学技術協力事業　研究計画書様式及び事務処理説明書』に基づく	『（独）科学技術振興機構　地球規模課題対応国際科学技術協力事業　研究計画書様式及び事務処理説明書』に基づく
【文部科学省】 戦略的国際科学技術協力推進事業（共同研究型）（JST運営費交付金）	『（独）科学技術振興機構　戦略的国際科学技術協力推進事業（共同研究型）　研究計画書様式及び事務処理説明書』に基づく	『（独）科学技術振興機構　戦略的国際科学技術協力推進事業（共同研究型）　研究計画書様式及び事務処理説明書』に基づく
【文部科学省】 文部科学省委託費（キーテクノロジー研究開発の推進、地球観測システム構築推進プラン、原子力システム研究開発事業、政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究推進事業、特色ある共同研究拠点の整備の推進事業、海洋資源の利用促進に向けた基盤ツール開発プログラム、原子力基礎基盤戦略研究イニシアティブ、ナノテクノロジーを活用した環境技術開発、宇宙利用促進調整委託費）	研究者・研究機関からの事前の相談・調整を経てから正式な申請手続きに入るなど、簡素化に努めている。 別紙（委託契約事務処理要領P5　第9第2項～第4項、P13　第10条第1項） 様式については、別添②（委託契約事務処理要領P41）のとおり。	○『科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領』

[研究計画の変更手続きの簡略化]関係

競争的資金の使用ルール等の現状

平成 22年 3月
内閣府とりまとめ

制度名	使用ルールの現状	使用ルールの根拠となっている法令・規定等
【文部科学省】 戦略的創造研究推進事業（JST運営費交付金）	■研究計画の変更 JSTまで電話またはメールで相談し、研究総括承認後、変更可能。 手続きにかかる様式は特にない。 （研究総括の研究マネージメントなどによる研究費の効率的・効果的・弾力的な運用の観点から、研究領域単位もしくは事業全体で、随時、予算および研究計画の見直しを行うことにより、研究契約を変更することがある。 （契約期間中であっても、委託研究費を増額または減額する場合がある。））	
【文部科学省】 社会技術研究開発事業（JST運営費交付金）	■研究計画の変更 JSTまで電話またはメールで相談し、研究総括承認後、変更可能。 手続きにかかる様式は特にない。 （研究総括の研究マネージメントなどによる研究費の効率的・効果的・弾力的な運用の観点から、研究領域単位もしくは事業全体で、随時、予算および研究計画の見直しを行うことにより、研究契約を変更することがある。 （契約期間中であっても、委託研究費を増額または減額する場合がある。））	
【文部科学省】 世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）（文部科学省補助金）	事前に電話等で相談の上、国際研究拠点形成促進事業費補助金事業内容変更承認申請書を提出 別添（P4　第8条、様式3）	○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第7条第1項第3号 ○補助金等適正化法の「軽微な変更」及び「同種」の基準（昭30・12・26中央連絡協議会）
【文部科学省】 グローバルCOEプログラム（文部科学省補助金）	・事前に文部科学省に相談の上、事業内容等変更承認申請書を提出する。 ・研究拠点形成費等補助金（研究拠点形成費）取扱要領　様式8	○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第7条第1項第3号 ○補助金等適正化法の「軽微な変更」及び「同種」の基準（昭30・12・26中央連絡協議会） ○研究拠点形成費等補助金交付要綱　第8条 ○研究拠点形成費等補助金（研究拠点形成費）取扱要領　P.9
【文部科学省】 研究成果最適展開支援事業（JST運営費交付金）	研究計画を変更するためには、計画変更申請書をJSTに提出し、事前にJSTの承認を得る必要がある。	事務処理要領による。
【文部科学省】 産学イノベーション加速事業【戦略的イノベーション創出推進】（JST運営費交付金）	委託研究契約書に綴じ込まれる実施計画書を変更するためには、計画変更申請書をJSTに提出し、事前にJSTの承認を得る必要がある。	事務処理要領による。（P.15～18）
【文部科学省】 産学イノベーション加速事業【産学共創基礎基盤研究】（JST運営費交付金）	（検討中）	–

[研究計画の変更手続きの簡略化]関係

競争的資金の使用ルール等の現状

平成 22年 3月
内閣府とりまとめ

制度名	使用ルールの現状	使用ルールの根拠となっている法令・規定等
【文部科学省】 産学イノベーション加速事業【先端計測分析技術・機器開発事業】(JST運営費交付金)	研究者(研究機関)からの申請後(電話やメールによる事前の相談を受けることが多い)、機構内決裁を経て書面で承認の旨を回答する。 様式第7「開発実施計画変更承認申請書」別添委託業務事務処理要領P.60	別添「委託業務事務処理要領」による。(P.24)
【文部科学省】 先端的低炭素化技術開発(JST運営費交付金)	新規事業であり、戦略的創造研究推進事業に準ずる予定	
【厚生労働省】 厚生労働科学研究費補助金	研究計画の変更については、事業変更申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないことと定められている。	取扱規程 第12条
【厚生労働省】 保健医療分野における基礎研究推進事業	事前に相談を受け付け、その内容により、変更申請又は変更届が必要かどうかについて連絡する。 変更申請が必要な場合は、研究実施計画等変更申請書の提出を受け、内容を確認の上、変更契約を締結又は承認する。 変更届が必要な場合は、研究実施計画等変更届出書の提出を受け、内容を確認の上、届出を受理する。	委託研究契約書(第7条) 研究実施計画等(変更・届出)書
【農林水産省】 新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業	委託試験研究の内容又は経費の内訳を変更(費目間流用の合計が30%以内の場合を除く。)する場合は、 ①事前相談 ②「委託試験研究計画変更承認申請書」の提出 ③技術会議事務局が、計画変更が本委託試験研究の遂行上必要と認める場合に研究計画の変更を承認。	契約書第12条第1項
【農林水産省】 イノベーション創出基礎的試験研究推進事業	委託試験研究の内容又は経費の内訳を変更(費目間流用の合計が20%以内の場合を除く。)する場合は、 ①事前相談 ②「委託試験研究計画変更承認申請書」の提出 ③計画変更が本委託試験研究の遂行上必要と認める場合に研究計画の変更を承認。	基礎的試験研究委託契約書第11条
【経済産業省】 産業技術研究助成事業	①助成事業の実施方法等主要な内容の変更、②助成研究者の変更、③助成期間の変更、④複数年度交付決定における年度限度額の変更、⑤助成研究者の研究機関変更、⑥直接経費総額の30%を超える計画変更等を除く軽微な変更については、事後の届出で良いこととしている。	産業技術研究助成事業費助成金交付規程第13条第1項 http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei/koufukitei/15_36honbun.pdf 産業技術研究助成事業マニュアル(平成21年6月) http://www.nedo.go.jp/itd/teian/kitei/manual.pdf

[研究計画の変更手続きの簡略化]関係

競争的資金の使用ルール等の現状

平成 22年 3月
内閣府とりまとめ

制度名	使用ルールの現状	使用ルールの根拠となっている法令・規定等
【経済産業省】 省エネルギー革新技術開発事業	計画変更が生じた場合、速やかに変更手続きを行うこととしている。なお、軽微な変更については事後の届出で良い。	・NEDO委託業務マニュアル（契約変更に関する事務手続き） http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual/jimushori/h21/p55-68.pdf ・省エネルギー革新技術開発事業助成金交付規程第11条第1項 http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei/koufukitei/20_68honbun.pdf
【経済産業省】 大学発事業創出実用化研究開発事業費	計画変更が生じた場合、速やかに変更手続きを行うこととしている。なお、軽微な変更については事後の届出で良い。	大学発事業創出実用化研究開発事業費助成金交付規程第11条第1項 http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei/koufukitei/18_62honbun.pdf
【経済産業省】 地域イノベーション創出研究開発事業	計画変更が生じた場合、速やかに変更手続きを行うこととしている。	委託契約書（関係箇所抜粋） （計画変更等） 第〇条　乙は、実施計画を変更しようとするとき（事業内容の軽微な変更の場合及び支出計画の区分経費の15パーセント以内の流用（人件費への流用、一般管理費および間接経費への流用を除く。）の場合を除く。）は、あらかじめ様式第2により作成した計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。 2　甲は、前項の承認をする場合には、条件を付すことができる。
【国土交通省】 運輸分野における基礎的研究推進制度	研究実施の中途で、契約金額、委託期間又は研究実施計画の内容の主要部分の変更を行う必要が生じた場合には、研究者から計画の変更部分を提出し、当機構が承認することにより変更を認めている。 なお、委託業務の実施に支障を及ぼさない程度の変更（研究者や事務等担当者の人数、氏名、役職名及び所属の変更及び主要な機器・設備等の購入計画の変更など）の場合は、研究実施計画変更届出書を提出することとしている。	運輸分野における基礎的研究推進制度 「事務手続きマニュアル」にて規定
【国土交通省】 建設技術研究開発助成制度	建設技術研究開発費補助金取扱規則第5条に規定する様式第7に明示	建設技術研究開発費補助金取扱規則
【環境省】 環境研究・技術開発推進費	地方公共団体は、事前連絡の上、環境省訓令により規定される委託業務変更実施計画書及び工程表の提出、それ他の機関は、それに準ずる理由書の提出を要求。	使用ルールを変更する場合には環境省訓令を改正する必要がある。 当該競争的資金は委託費であり、省内の委託費を共通的に運用していることから、従前の方針を変更し、競争的資金のみ別の運用とする必要性の説明が必要。
【環境省】 地球環境研究総合推進費	地方公共団体は、事前連絡の上、環境省訓令により規定される委託業務変更実施計画書及び工程表の提出、その他の機関は、理由書の提出を要求。	地方公共団体については、使用ルールを変更する場合には環境省訓令を改正する必要がある。 当該競争的資金は委託費であり、省内の委託費を共通的に運用していることから、従前の方針を変更し、競争的資金のみ別の運用とする場合は、環境省訓令を改正する必要がある。
【環境省】 循環型社会形成推進科学研究費補助金	循環型社会形成推進科学研究費補助金要綱及び次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業補助金交付要綱に規定される変更申請書を提出し、環境大臣の承認を受けなければならない。	使用ルールを変更する場合には循環型社会形成推進科学研究費補助金要綱及び次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業補助金交付要綱を改正する必要がある。（財務省協議が必要。）

[合算使用ルールの統一化]関係

競争的資金の使用ルール等の現状

平成 22年　3月
内閣府とりまとめ

制度名	使用ルールの現状	使用ルールの根拠となっている法令・規定等
【内閣府】 食品健康影響評価技術研究	当該事業は委託研究であるため、他の競争的資金との合算使用は想定していない。	
【総務省】 戦略的情報通信研究開発推進制度（SCOPE） 地球温暖化対策ICTｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ推進事業（PREDICT）	直接経費は合算使用を認めない（光熱水料及び旅費・交通費を除く）。 間接経費は合算使用が可能。	戦略的情報通信研究開発推進制度（SCOPE）地球温暖化対策ICTイノベーション推進事業（PREDICT）委託契約経理処理解説中、Ⅲその他経費、Ⅲ－2光熱水料及びⅢ－3旅費・交通費に係る規定による。
【総務省】 基盤技術研究促進制度	ルール無し	
【総務省】 先進技術型研究開発助成金制度（高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金）	・事業費の1/2助成 ①事業費　3千万円 ②事業費　4千万円（助成対象事業が、通信・放送サービスの利用に身体の機能上の制限を受ける者の当該通信・放送サービスの円滑な利用を可能とするための情報の入出力に係る技術に関する研究開発を行うもの） ・事業費の自己負担分及び助成金交付までに必要な資金について、合算使用の制限、使途の制限がある資金が充てられていないか公募申請時に審査の対象としている。（事業費の自己負担分の調達方法、他府省を含む他の競争的資金や他の公的資金等の応募・受入状況を提出させている。）	高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金交付要綱第6項の規程
【総務省】 先進技術型研究開発助成金制度（先進技術型研究開発助成金）	・事業費の1/2助成 ①事業費　3千万円 ②事業費　4千万円（助成対象事業が、大学、高等専門学校又は大学共同利用機関との共同による研究開発を行うものである場合及び機構が指定する指定する技術分野の研究開発を行うもの） ・事業費の自己負担分及び助成金交付までに必要な資金について、合算使用の制限、使途の制限がある資金が充てられていないか公募申請時に審査の対象としている。（事業費の自己負担分の調達方法、他府省を含む他の競争的資金や他の公的資金等の応募・受入状況を提出させている。）	先進技術型研究開発助成金交付要綱第6項の規程
【総務省】 先進技術型研究開発助成金制度（国際共同研究助成金）	・事業費の1/2助成 事業費は1千万円（当該金額が1千万円を超える事業年度においては1千万円とする。） ・事業費の自己負担分及び助成金交付までに必要な資金について、合算使用の制限、使途の制限がある資金が充てられていないか公募申請時に審査の対象としている。（事業費の自己負担分の調達方法、他府省を含む他の競争的資金や他の公的資金等の応募・受入状況を提出させている。）	国際共同研究助成金交付要綱第8項（1）の規定

[合算使用ルールの統一化]関係

競争的資金の使用ルール等の現状

平成 22年　3月
内閣府とりまとめ

制度名	使用ルールの現状	使用ルールの根拠となっている法令・規定等
【文部科学省】 科学研究費補助金（文部科学省補助金）	【合算使用の制限】 　直接経費は、次の場合を除き、他の経費と合算して使用してはならない。 ①　補助事業に係る用務と他の用務とを合わせて1回の出張をする場合において、直接経費と他の経費との使用区分を明らかにした上で直接経費を使用する場合 ②　補助事業に係る用途と他の用途とを合わせて1個の消耗品等を購入する場合において、直接経費と他の経費との使用区分を明らかにした上で直接経費を使用する場合 ③　直接経費に他の経費（委託事業費、私立大学等経常費補助金、他の科学研究費補助金及び間接経費など、当該経費の使途に制限のある経費を除く。）を加えて、補助事業に使用する場合（なお、設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）の購入経費として使用する場合には、補助事業の遂行に支障が生じないよう、研究者が所属研究機関を変更する場合などにおける当該設備等の取扱いを事前に決めておくこと。）	【法令・規程等】 ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第11条 ・文科省研究者使用ルール（補助条件）（平成21年度）、学振研究者使用ルール（補助条件）（平成21年度） ※別添「文科省研究者使用ルール（補助条件）（平成21年度）」、「学振研究者使用ルール（補助条件）（平成21年度）」を参照。
【文部科学省】 科学技術振興調整費（文部科学省補助金）	科学技術振興調整費以外の経費と合算して使用することは可能だが、合算する経費については制限がある。まず、委託費や補助金等特定の目的を持った国からの資金による事業等、使途の特定された経費との合算使用は不可能である。また、科学技術振興調整費の別事業や間接経費との合算も不可能である。処分制限を受ける設備備品の場合は、補助金交付の目的に従って補助事業終了後もその効率的な運用を図らなければならないため、それらが困難になるような合算購入も不可能である。	○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第11条
【文部科学省】 地球規模課題対応国際科学技術協力事業（JST運営費交付金）	原則として合算使用は認めていないが、研究機関において証拠書類が整備され、二重請求となっていないことを証明できるという前提のもと、次の場合には、他の経費と合算して使用することを可能として運用しています。 ・本事業と他の事業の用務を合わせて1回の出張を行う場合で、本事業と他の事業との間で経費を適切に区分出来る場合 ・本事業の直接経費に使途に制限のない経費（自己収入、運営費交付金、寄附金)を加えて本事業に使用する場合	『（独）科学技術振興機構　地球規模課題対応国際科学技術協力事業　委託研究契約書及び事務処理説明書』に基づく
【文部科学省】 戦略的国際科学技術協力推進事業（共同研究型）（JST運営費交付金）	原則として合算使用は認めていないが、研究機関において証拠書類が整備され、二重請求となっていないことを証明できるという前提のもと、次の場合には、他の経費と合算して使用することを可能として運用しています。 ・本事業と他の事業の用務を合わせて1回の出張を行う場合で、本事業と他の事業との間で経費を適切に区分出来る場合 ・本事業の直接経費に使途に制限のない経費（自己収入、運営費交付金、寄附金)を加えて本事業に使用する場合	『（独）科学技術振興機構　戦略的国際科学技術協力推進事業（共同研究型）　委託研究契約書及び事務処理説明書』に基づく

競争的資金の使用ルール等の現状

平成 22年 3月
内閣府とりまとめ

制度名	使用ルールの現状	使用ルールの根拠となっている法令・規定等
【文部科学省】 文部科学省委託費（キーテクノロジー研究開発の推進、地球観測システム構築推進プラン、原子力システム研究開発事業、政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究推進事業、特色ある共同研究拠点の整備の推進事業、海洋資源の利用促進に向けた基盤ツール開発プログラム、原子力基礎基盤戦略研究イニシアティブ、ナノテクノロジーを活用した環境技術開発、宇宙利用促進調整委託費）	委託事業によって得られた財産の所有権は委託者である国に帰属し、資産管理の観点で補助金や運営費交付金と取扱いが異なるため、資産の調達におけるこれら他の経費との合算使用は、所有者の並立の観点から制度上不可能。	○民法第646条（受任者による受取物の引渡し等） ○財政法第13条の観点から特別会計財源と一般会計財源の事業を合算使用することはできない。
【文部科学省】 戦略的創造研究推進事業（JST運営費交付金）	■委託研究契約FAQ 次の場合には、他の経費と合算して使用することが可能です。 但し、研究機関において証拠書類が整備され、二重請求となっていないことを証明できることが前提となります。 （1）本事業と他の事業の用務を合わせて1回の出張を行う場合で、本事業と他の事業との間で経費を適切に区分出来る場合 （2）消耗品を購入する場合であって、本事業と他の事業との間でその使用区分を明確にした上で、その区分に応じた経費を合算し、一括して消耗品を購入する場合 （3）本事業の直接経費に使途に制限のない経費（自己収入、運営費交付金、寄附金）(*)を加えて本事業に使用する場合。 なお、設備等の購入を行う場合には、以下の要件を満たす必要があります。 ①合算使用により購入される設備等の使途が専ら本事業に供されるものであること。 ②本事業の遂行に支障が生じないよう、研究者が移籍する場合の当該設備等の取り扱いを、予め取決めること。 ③事前にJST担当者の了解を得ていること。 (*)間接経費は含まれません。	

[合算使用ルールの統一化]関係

競争的資金の使用ルール等の現状

平成 22年 3月
内閣府とりまとめ

制度名	使用ルールの現状	使用ルールの根拠となっている法令・規定等
【文部科学省】 社会技術研究開発事業（JST運営費交付金）	■次の場合には、他の経費と合算して使用することが可能です。 但し、研究機関において証拠書類が整備され、二重請求となっていないことを証明できることが前提となります。 （1）本事業と他の事業の用務を合わせて1回の出張を行う場合で、本事業と他の事業との間で経費を適切に区分出来る場合 （2）消耗品を購入する場合であって、本事業と他の事業との間でその使用区分を明確にした上で、その区分に応じた経費を合算し、一括して消耗品を購入する場合 （3）本事業の直接経費に使途に制限のない経費（自己収入、運営費交付金、寄附金)(*)を加えて本事業に使用する場合。 　なお、設備等の購入を行う場合には、以下の要件を満たす必要があります。 　①合算使用により購入される設備等の使途が専ら本事業に供されるものであること。 　②本事業の遂行に支障が生じないよう、研究者が移籍する場合の当該設備等の取り扱いを、予め取決めること。 　③事前にJST担当者の了解を得ていること。 　(*)間接経費は含まれません。	
【文部科学省】 世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）（文部科学省補助金）	認めていない	○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第11条
【文部科学省】 グローバルCOEプログラム（文部科学省補助金）	・経費の混同使用 本補助事業に要した費用については他の経理と明確に区分し、また、本補助事業により取得し又は効用の増加した財産は補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならないため、それらが困難となるような形で、本補助事業経費をそれ以外の経費（各大学の経常的経費、他の補助金等）と混同させて物品を購入することはできません。 ただし、旅費については、補助事業の用務と他の用務とを合わせて1回の出張をする場合は、補助事業と他の経費の負担区分を明らかにして支出することができます。	○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第11条 ○研究拠点形成費等補助金（研究拠点形成費）取扱要領　P.7
【文部科学省】 研究成果最適展開支援事業（JST運営費交付金）	合算使用は認めていない。	－
【文部科学省】 産学イノベーション加速事業【戦略的イノベーション創出推進】（JST運営費交付金）	合算使用は認めていない。	－

[合算使用ルールの統一化]関係

競争的資金の使用ルール等の現状

平成 22年 3月
内閣府とりまとめ

制度名	使用ルールの現状	使用ルールの根拠となっている法令・規定等
【文部科学省】 産学イノベーション加速事業【産学共創基礎基盤研究】(JST運営費交付金)	(検討中)	–
【文部科学省】 産学イノベーション加速事業【先端計測分析技術・機器開発事業】(JST運営費交付金)	合算使用は認めていない。	別添「委託業務事務処理要領」による。(P.12)
【文部科学省】 先端的低炭素化技術開発(JST運営費交付金)	新規事業であり、戦略的創造研究推進事業に準ずる予定	
【厚生労働省】 厚生労働科学研究費補助金	他の経費(研究機関の経常的経費又は他の補助金等)に本補助金を加算して、1個又は1組の物品を購入したり、印刷物の発注をしたり、役務の提供を受けたりすることはできない。 注)ただし、研究機関が大型機器等を購入し、複数の研究資金等を対象に適切な使用料規程を策定した場合には、本補助金から使用料の支払いを認めている。	厚生労働科学研究費補助金における事務委任について(平成13年7月5日厚科第332号厚生科学課長決定)
【厚生労働省】 保健医療分野における基礎研究推進事業	委託業務以外の目的に使用しないことを前提として、「備品」、「借料及び損料」について、使途に制限のない経費(自己収入、運営費交付金、寄附金等)を合算することができることとしている。	研究費支出項目基準
【農林水産省】 新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業	機会・備品費以外について、合理的な按分方法により本事業に係る金額を算出することが経理的に明確に区分できる場合は合算使用が可能。	無
【農林水産省】 イノベーション創出基礎的試験研究推進事業	旅費及び消耗品について、合理的な按分方法により本事業に係る金額を算出することが経理的に明確に区分できる場合は合算使用が可能。	無
【経済産業省】 産業技術研究助成事業	旅費や消耗品費等では使用区分を明確にすることを前提に他の経費(使途に制限のある経費は除く)との使用については可能としている。	—
【経済産業省】 省エネルギー革新技術開発事業	該当無し。	該当無し。
【経済産業省】 大学発事業創出実用化研究開発事業費	【合算購入】旅費や消耗品費等では使用区分を明確にすることを前提に他の経費(使途に制限のある経費は除く)との使用については可能としている。	

[合算使用ルールの統一化]関係

競争的資金の使用ルール等の現状

平成 22年 3月
内閣府とりまとめ

制度名	使用ルールの現状	使用ルールの根拠となっている法令・規定等
【経済産業省】 地域イノベーション創出研究開発事業	―	―
【国土交通省】 運輸分野における基礎的研究推進制度	合算使用について特段ルールを設けていない	同左
【国土交通省】 建設技術研究開発助成制度	規定なし	―
【環境省】 環境研究・技術開発推進費	研究経費の使用の透明性を確保できるよう、適宜対応。 国費の二重計上が生じないかを必ず確認することとしている。	
【環境省】 地球環境研究総合推進費	研究経費の使用の透明性を確保できるよう、適宜対応。 国費の二重計上が生じないかを必ず確認することとしている。	
【環境省】 循環型社会形成推進科学研究費補助金	・研究経費の使用の透明性を確保できるよう、適宜対応。 ・国費の二重計上が生じないかを必ず確認することとしている。	

競争的資金の使用ルール等の現状

平成 22年 3月
内閣府とりまとめ

制度名	使用ルールの根拠となっている法令・規定等	備　考
【内閣府】 食品健康影響評価技術研究	食品健康影響評価技術研究実施要領	
【総務省】 戦略的情報通信研究開発推進制度（SCOPE） 地球温暖化対策ICTｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ推進事業（PREDICT）	研究開発契約書（第4条、第10条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第21条、第25条、第30条、第34条、第35条、第37条、第38条、第39条及び第40条）による。	
【総務省】 基盤技術研究促進制度	委託契約書第34条等 民間基盤技術研究促進制度委託業務事務処理マニュアル	
【総務省】 先進技術型研究開発助成金制度（高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金）	高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金交付要綱の規定に基づくもの。	
【総務省】 先進技術型研究開発助成金制度（先進技術型研究開発助成金）	先進技術型研究開発助成金交付要綱の規定に基づくもの。	
【総務省】 先進技術型研究開発助成金制度（国際共同研究助成金）	国際共同研究助成金交付要綱の規定に基づくもの。	
【文部科学省】 科学研究費補助金（文部科学省補助金）	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条 科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第6条 科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第11条 平成22年度科学研究費補助金公募要領 文科省研究者使用ルール（補助条件）（平成21年度）、学振研究者使用ルール（補助条件）（平成21年度） ※「別添文科省研究者使用ルール（補助条件）（平成21年度）」、「学振研究者使用ルール（補助条件）（平成21年度）」を参照。	
【文部科学省】 科学技術振興調整費（文部科学省補助金）	○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条	
【文部科学省】 地球規模課題対応国際科学技術協力事業（JST運営費交付金）	『（独）科学技術振興機構　地球規模課題対応国際科学技術協力事業　公募要領』に基づく	＜添付2（公募要領から抜粋）、添付4（プロジェクト進捗報告書）＞をご確認下さい（公募要領は、http://www.jst.go.jp/global/pdf/koubo090909.pdf にて公開しています）。ODAとの連携事業であることから、その観点を踏まえた本事業特有の様式が必要です。

[申請書・報告書の様式の統一化と簡略化]関係

競争的資金の使用ルール等の現状

平成 22年 3月
内閣府とりまとめ

制度名	使用ルールの根拠となっている法令・規定等	備　考
【文部科学省】 戦略的国際科学技術協力推進事業（共同研究型）（JST運営費交付金）	『（独）科学技術振興機構　戦略的国際科学技術協力推進事業（共同研究型）　公募要領』に基づく	一例として、＜添付2（公募要領より抜粋）＞をご確認下さい。諸外国の資金配分機関との連携事業であることから、その観点を踏まえて公募ごとに様式の見直しが必要です。
【文部科学省】 文部科学省委託費（キーテクノロジー研究開発の推進、地球観測システム構築推進プラン、原子力システム研究開発事業、政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究推進事業、特色ある共同研究拠点の整備の推進事業、海洋資源の利用促進に向けた基盤ツール開発プログラム、原子力基礎基盤戦略研究イニシアティブ、ナノテクノロジーを活用した環境技術開発、宇宙利用促進調整委託費）	『科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領』	
【文部科学省】 戦略的創造研究推進事業（JST運営費交付金）		■申請書様式：平成21年度募集要項　p.20～33およびp.46～52 チーム型研究（CREST）および個人型研究（さきがけ）の研究体制に応じた様式となっている。 ■報告書様式：委託研究実績報告書（兼収支決算報告書）
【文部科学省】 社会技術研究開発事業（JST運営費交付金）		
【文部科学省】 世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）（文部科学省補助金）	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条	
【文部科学省】 グローバルCOEプログラム（文部科学省補助金）	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条 研究拠点形成費等補助金（研究拠点形成費）交付申請書等作成・提出要領 研究拠点形成費等補助金（研究拠点形成費）取扱要領 （公募時）グローバルCOEプログラム公募要領	

[申請書・報告書の様式の統一化と簡略化]関係

競争的資金の使用ルール等の現状

平成 22年 3月
内閣府とりまとめ

制度名	使用ルールの根拠となっている法令・規定等	備　考
【文部科学省】 研究成果最適展開支援事業（JST運営費交付金）	事務処理要領による。	
【文部科学省】 産学イノベーション加速事業【戦略的イノベーション創出推進】（JST運営費交付金）	事務処理要領による。（P.14～15）	
【文部科学省】 産学イノベーション加速事業【産学共創基礎基盤研究】（JST運営費交付金）	（検討中）	–
【文部科学省】 産学イノベーション加速事業【先端計測分析技術・機器開発事業】（JST運営費交付金）	別添「委託業務事務処理要領」による。（下記ページ） 様式第 7「開発実施計画変更承認申請書」・・・・・・・・・・・・ 60 様式第 8「委託業務中止承認申請書」・・・・・・・・・・・・・・ 63 様式第 9「委託業務中間報告書」・・・・・・・・・・・・・・・・ 64 様式第11「委託業務完了報告書」・・・・・・・・・・・・・・・・ 70 様式第14「競争的資金に係る間接経費執行実績報告書」・・・・・・ 75 様式第19「開発実施成果報告書」・・・・・・・・・・・・・・・・ 80 様式第20「取得物品報告書（私企業等のみ）」・・・・・・・・・・ 82 様式第22「物品移動申請書（私企業等のみ）」・・・・・・・・・・ 88 様式第23「物品不用・処分申請書（私企業等のみ）」・・・・・・・ 90 様式第25「試作品製作報告書」・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93 様式第26「知的財産権出願等通知書」・・・・・・・・・ ・・・・ 94 様式第27「知的財産権出願後状況通知書」・・・・・・・・・・・・ 96 様式第28「知的財産権実施届出書」・・・・・・・・・・・・・ 101 様式第29「知的財産権実施状況通知書」・・・・・・・・・・・・・ 103 様式第32「自己資金支出状況中間報告書」・・・・・・・・・・・・ 107 様式第33「自己資金支出完了報告書」・・・・・・・・・・・・・・ 111	
【文部科学省】 先端的低炭素化技術開発（JST運営費交付金）	新規事業であり、戦略的創造研究推進事業に準ずる予定	
【厚生労働省】 厚生労働科学研究費補助金	取扱規程　第10条、第16条	

[申請書・報告書の様式の統一化と簡略化]関係

競争的資金の使用ルール等の現状

平成 22年 3月
内閣府とりまとめ

制度名	使用ルールの根拠となっている法令・規定等	備　考
【厚生労働省】 保健医療分野における基礎研究推進事業	・研究プロジェクト応募書様式 ・研究実施計画書様式（全体計画及び個別計画） ・実績報告書様式 ・研究成果報告書様式	競争的資金に関する必要書類については、それぞれの競争的資金の趣旨を踏まえた特有の記述が必要となり、各競争的資金の趣旨を踏まえた適切な評価・審査ができるよう、共通となる事項以外の各制度特有の記載様式も必要となる。
【農林水産省】 新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業	・公募要領 ・評価実施要領	
【農林水産省】 イノベーション創出基礎的試験研究推進事業	・公募要領 ・評価実施要領	
【経済産業省】 産業技術研究助成事業		
【経済産業省】 省エネルギー革新技術開発事業	・NEDO委託業務マニュアル（マニュアル書式参考例一覧） ・省エネルギー革新技術開発事業助成金交付規程	・提案書は、フェーズ、委託・助成の別を問わず統一 https://app3.infoc.nedo.go.jp/informations/koubo/koubo/FK/rd/2010/P09015/nedokoubo.2010-03-11.6893816722/ ・契約書、交付申請書等はNEDOの標準ルールに準拠。様式は以下の通り。 http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual/syoshiki/syoshiki.html http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei/koufukitei/20_65yoshiki.doc
【経済産業省】 大学発事業創出実用化研究開発事業費	大学発事業創出実用化研究開発事業費助成金交付規程	
【経済産業省】 地域イノベーション創出研究開発事業	平成22年度地域イノベーション創出研究開発事業公募要領　27～47ページ 当省委託契約書ひな形（現在改訂中、４月中セット予定）	平成22年度地域イノベーション創出研究開発事業公募要領 当省委託契約書ひな形（現在改訂中、４月中セット予定）
【国土交通省】 運輸分野における基礎的研究推進制度	運輸分野における基礎的研究推進制度 「事務手続きマニュアル」にて規定	
【国土交通省】 建設技術研究開発助成制度	建設技術研究開発費補助金取扱規則において申請・報告書様式を規定	

[申請書・報告書の様式の統一化と簡略化]関係

競争的資金の使用ルール等の現状

平成 22年 3月
内閣府とりまとめ

制度名	使用ルールの根拠となっている法令・規定等	備　考
【環境省】 環境研究・技術開発推進費		外部評価委員会により定める募集要領を受けて申請書を作成。 委託業務報告書の提出を要求。 平成22年度、地球環境研究総合推進費と統合することから、申請様式等の統一化を図っているところ。
【環境省】 地球環境研究総合推進費		平成22年度、環境研究・技術開発推進費と統合することから、申請様式等の統一化を図っているところ。
【環境省】 循環型社会形成推進科学研究費補助金	公募要領に基づき申請様式等を定めている。	

【その他提案事項】

競争的資金の使用ルール等の現状

平成 22年 3月
内閣府とりまとめ

制度名	使用ルールの現状	使用ルールの変更に関連する法令・規定等
【文部科学省】 科学研究費補助金	・特になし。 ・なお、科学研究費補助金については、総合科学技術会議による平成22年度概算要求にかかる見解付けの際にも「多くの競争的資金の中でも、先導的かつ積極的に制度改革に取り組み、不正防止対策にも力を入れるなど他の模範となっている」という見解をいただいている。	
【文部科学省】 文部科学省委託費（キーテクノロジー研究開発の推進、地球観測システム構築推進プラン、原子力システム研究開発事業、政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究推進事業、特色ある共同研究拠点の整備の推進事業、海洋資源の利用促進に向けた基盤ツール開発プログラム、原子力基礎基盤戦略研究イニシアティブ、ナノテクノロジーを活用した環境技術開発、宇宙利用促進調整委託費）	委託費は、国の本来業務を国に代わり受託機関が実施するものであり、反対給付を求めるため、進捗状況や資産管理等の観点で補助金や運営費交付金等とは自ずから取扱いが異なることから費目の取扱については柔軟な対応を検討いただく必要があること（例えば小項目の設置等）についてご留意いただきたい。なお、委託事業によって得られた財産の所有権は委託者である国に帰属する。	
【文部科学省】 グローバルCOEプログラム（文部科学省補助金）	平成22年度からは、間接経費が措置されていない。	

【その他提案事項】

競争的資金の使用ルール等の現状

平成 22年 3月
内閣府とりまとめ

制度名	使用ルールの現状	使用ルールの変更に関連する法令・規定等
【環境省】 環境研究・技術開発推進費、地球環境研究総合推進費、循環型社会形成推進科学研究費補助金		・（目）補助金、（目）委託費の競争的資金に統一的ルールと設けるのは不可能。研究資金の効果的活用や研究者の使いやすさを目的とするならば、全ての競争的研究資金を（目）補助金化するのが理想。 ・（目）委託費については、各省訓令の委託業務取扱要領が定められており、各省の委託業務取扱要領は大きく異なる。 ・具体的には、委託業務でも一般競争を導入し請負業務とほぼ同じ契約方式としている省がある一方、従前どおり実施計画・誘引という方式による契約を行う省もあり、委託業務に関連する見積方法、精算方法、金額の確定、検査、成果報告書の提出時期等が異なり、また、契約の前段階の実行協議資料を契約資料として使用する省、使用できない省等の違いがあるのが現状。 ・競争的研究資金の執行に関する統一的ルールを設けても、各省の委託業務の例外として運用することができず、会計検査等において説明責任が果たせないことが想定される。 ・まずは、各省の委託業務の概念の統一化・委託業務取扱要領の統一を図ること、又は競争的研究資金のみ、全省の委託業務取扱要領の適用外と認められるよう措置することを検討いただき、そののち、費目、流用制限、変更契約の基準等の統一を検討いただきたい。